

議員派遣について

地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。
ただし、議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和8年10月6日提出

記

第21回全国市議会議長会研究フォーラム

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 島根県松江市
- (3) 派遣期間 令和8年11月11日・12日(2日間)
- (4) 派遣議員 芳金秀展議員